

概 要 版

八幡浜市学校再編整備第二次実施計画

～子どもたちにとってより良い教育環境を～

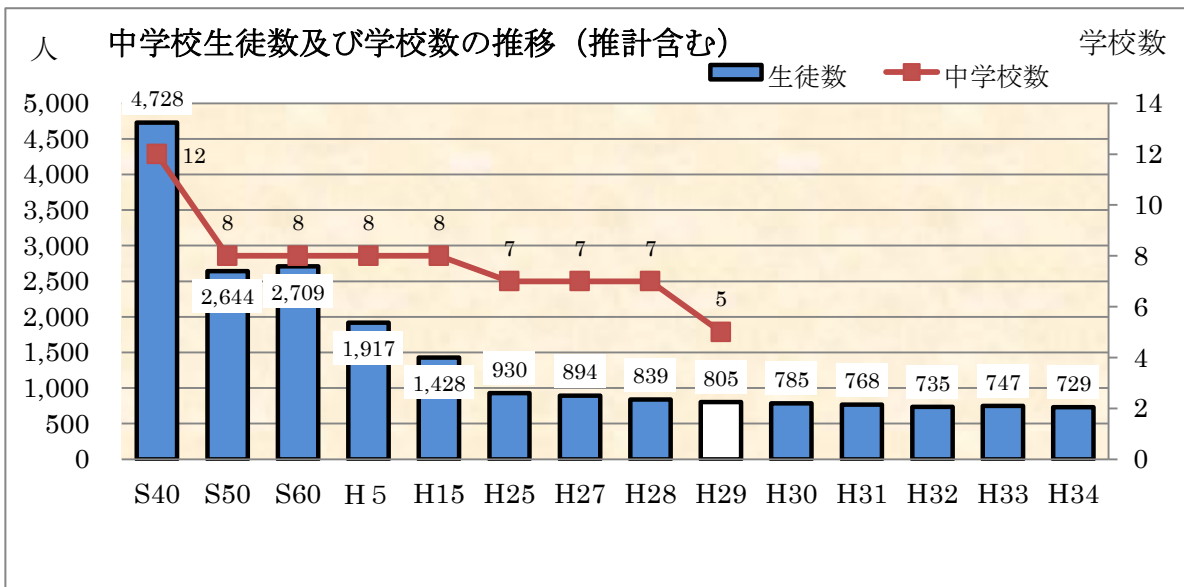
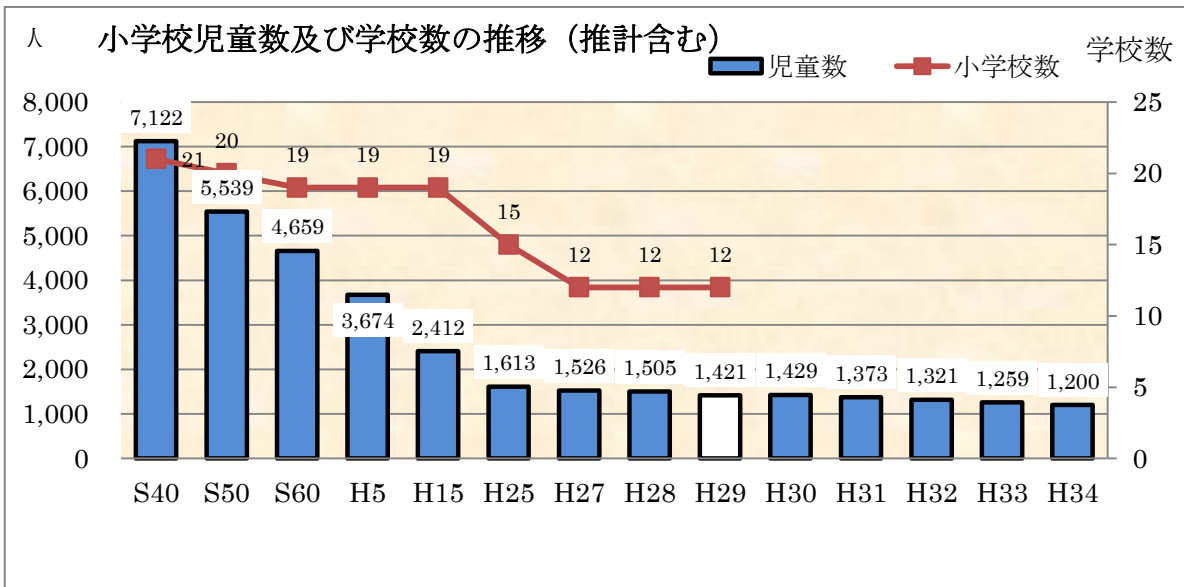
平成30年 2 月

八幡浜市教育委員会

1 学校規模の現状

少子化の進行に伴い、児童生徒数が減少し多くの学校で小規模化が急速に進んでいます。八幡浜市でも小・中学校の児童生徒数は、ピーク時と比べて5分の1以下に減少しています。また、ここ数年、毎年100人程度の規模で児童生徒数の減少が続いており、本年は市全体の約75%の学校が、1学年1クラスの状況になっています。さらに、1学級当たりの人数は、小学校が平均19.6人で学級の少人数化が進行しています。今後も少子化の進行が予測される中、次世代を担う子どもたちを育てていく教育環境、特に児童生徒に生きる力を育み、切磋琢磨できる教育環境という視点から、これからの学校の在り方について、皆様とともに考えていく必要があります。

(児童生徒数・学校数の推移)



小学校児童数推移（平成 29 年 5 月 1 現在）

平成 30 年度以降の入学予定者

平成 30 年度以降の児童数

小学校	28.4.2 ～ 29.4.1	27.4.2 ～ 28.4.1	26.4.2 ～ 27.4.1	25.4.2 ～ 26.4.1	24.4.2 ～ 25.4.1	23.4.2 ～ 24.4.1	平成 29 年度						計	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
							1年	2年	3年	4年	5年	6年							
松 蔭	9	15	8	11	18	24	22	14	23	17	11	22	109	111	118	112	97	98	85
白 浜	22	20	28	25	28	29	22	29	27	26	34	36	174	167	161	160	161	152	152
江戸岡	17	15	25	18	21	34	20	17	37	20	27	17	138	155	149	147	135	133	130
神 山	25	22	23	32	19	35	24	32	36	39	30	35	196	196	185	178	165	155	156
千 丈	13	18	19	16	24	20	13	19	26	23	23	20	124	124	125	118	111	110	110
日 土	3	13	9	8	7	19	14	13	15	8	11	13	74	80	76	76	70	70	59
真 穴	7	7	7	5	9	7	8	8	4	11	7	9	47	45	47	41	44	43	42
川 上	2	6	4	4	2	6	6	4	7	6	7	7	37	36	31	29	26	28	24
双 岩	4	2	5	8	6	4	2	5	6	5	9	6	33	31	28	31	30	27	29
喜須来	26	27	23	19	26	22	19	41	27	28	22	26	163	159	163	154	150	136	143
川之石	14	10	13	13	10	19	18	19	18	18	27	15	115	119	102	97	92	83	79
宮 内	32	20	29	29	23	32	32	33	29	39	41	37	211	206	188	178	178	165	165
計	174	175	193	188	193	251	200	234	255	240	249	243	1,421	1,429	1,373	1,321	1,259	1,200	1,174

中学校生徒数推移（平成 29 年 5 月 1 日現在）

平成 30 年度以降の入学予定者

中学校	28.4.2 ～ 29.4.1	27.4.2 ～ 28.4.1	26.4.2 ～ 27.4.1	25.4.2 ～ 26.4.1	24.4.2 ～ 25.4.1	23.4.2 ～ 24.4.1	22.4.2 ～ 23.4.1	21.4.2 ～ 22.4.1	20.4.2 ～ 21.4.1	19.4.2 ～ 20.4.1	18.4.2 ～ 19.4.1	17.4.2 ～ 18.4.1	平成 29 年度			計
													1年	2年	3年	
愛宕	29	27	41	33	39	45	31	37	43	34	46	46	44	51	44	139
八代	41	46	41	58	45	71	56	56	74	67	59	70	87	90	77	254
松柏	22	25	30	23	34	36	22	27	45	35	39	27	45	37	45	127
真穴	7	7	7	5	9	7	8	8	4	11	7	9	5	7	9	21
保内	75	70	74	69	66	92	83	106	89	93	101	91	92	84	88	264
計	174	175	193	188	193	251	200	234	255	240	252	243	273	269	263	805

平成 30 年度以降の生徒数

中学校	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度	平成 39 年度	平成 40 年度	平成 41 年度
愛宕	141	136	126	123	114	111	113	115	117	113	101	97
八代	247	216	196	200	197	186	183	172	174	144	145	128
松柏	109	111	101	119	107	94	85	92	93	87	78	77
真穴	21	21	27	22	23	20	23	24	21	21	19	21
保内	267	284	285	283	288	278	281	241	227	209	213	219
計	785	768	735	747	729	689	685	644	632	574	556	542

※ 平成 30 年度以降の児童生徒数については、平成 29 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳を基に、転入・転出・転居等の住民異動がなく、現在の学区の小・中学校に在籍するものとして推計しています。

2 望ましい学校規模の考え方について

(1) 小規模化に起因する課題

- ① 幼い頃からの人間関係が継続されるため、互いの評価が固定されやすく、向上心や競争心を育てるのが難しくなります。
- ② グループ活動や班活動等、一定規模の集団があることにより大きな効果が得られる教育活動や、社会性の醸成を図る学習活動の場の設定が難しくなります。また、集団での学習活動が必要な体育、音楽、特別活動等で、効果的な学習が困難になります。中学校では、部活動を選択できなかったり、チームが組めなかったりする場面が出てきます。
- ③ 複式の場合は2学年分の授業準備が必要となります。また、できるだけ複式にならないような時間割にすると、空き時間の確保が難しく、教員の負担が大きくなります。さらに、子どもたちは、授業の中で自習する場面が必然的に生じ、学習への集中力の持続などに大きな課題が見られます。中学校では、教員数の減少により、免許外教科担任者が増えます。

(2) 望ましい学校の規模とは

小規模校には、関係する方々の努力だけでは解決することが困難な、このような課題があります。教育委員会としては、子どもたちがより多くの人と関わり、その関わりの中から様々な考え方や多様な物事のとらえ方を学び、子どもたちのあらゆる可能性を伸ばしたいと考えます。そのため、一定の学校規模を確保して児童生徒の教育環境の充実を図っていく必要があると考えます。

① 適正規模に関する国の基準について

1 学校教育法施行規則

第41条（学級数）

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。（第79条で中学校にも準用。）

2 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条（適正な学校規模の条件）

- （1）学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- （2）通学距離が、小学校にあっては概ね4km以内、中学校にあっては概ね6km以内であること。

3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

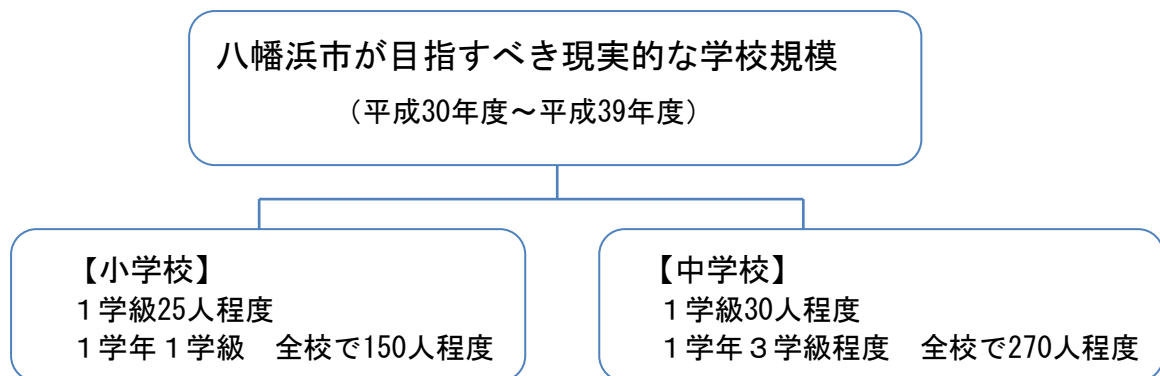
第3条（学級編制の標準）

2…公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の1学級の児童又は生徒の数の基準は、40人（ただし、小学校1年生は35人、また愛媛県は4年生までを35人）

② 八幡浜市の望ましい学校規模の考え方について

このような法令上の適正あるいは標準とされている学校規模については、現在、市には12学級を有する学校がないという現状や今後の児童生徒数の激減状況に鑑み、これからの八幡浜市の目指す方向として、現実的には難しいと考えます。基準としては、児童生徒にとって望ましい教育環境を提供できる規模を下限として設定すべきであると考えます。

望ましい教育環境としては、学級の中で複数のグループ学習が成立し、多様な意見交換ができ、学校生活を通して豊かな人間関係を築くことができる規模と考えます。また、運動会や文化祭、学習発表会等の学校行事で活性化を図ることができる規模などを総合的に勘案し、小学校では1学級25人程度とし、1学年1学級、中学校ではすべての学年でクラス替えが可能な複数学級が最低限維持され、かつ、多様な学習形態や部活動等の選択の幅が広がりやすい規模として、1学級の人数は30人程度、1学年3学級程度と考えました。



3 八幡浜市立小中学校の再編整備実施計画の骨子

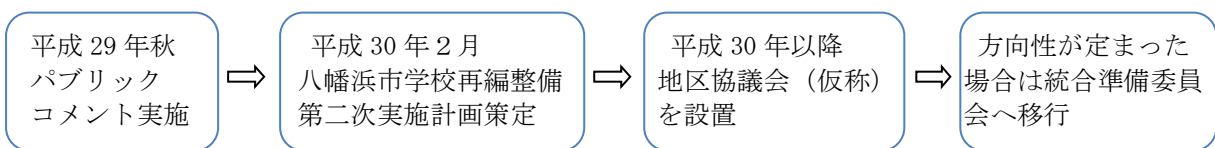
(1) 学校再編に係る基本的事項

- ① 多くの学校が既に小規模化していることを勘案し、近隣校との統合による再編を行います。
- ② 再編・統合の実施に当たっては、小規模化の著しい学校について、特に複式学級を有する学校を優先的に進めていきます。
- ③ 一つの小学校から三つの中学校へ分かれて進学する状況があることから、再編時には新たな通学区域の調整・変更を行います。
- ④ 統合校舎は既存の施設を使用しますが、統合により教室数が不足する場合は、校舎の改築等、必要に応じて教育環境の整備を行います。

- ⑤ 再編・統合の方向づけについて了承を得られれば、これに伴う具体的な諸事項を協議・決定するための組織として、統合準備委員会（仮称）を設置し、この中で意見交換しながら進めます。
- ⑥ 指定校に希望する部活動がない場合は、生徒の意思を尊重する上で、ある程度柔軟な対応を図ります。

(2) 学校再編に当たって配慮すべき事項

① 検討・協議の進め方について



※ 地区協議会・・・保護者、地域関係者（公民館等）などの代表で組織し、統合に関する具体的な課題などについて協議します。

② 通学支援について

学校再編に伴い通学区域が広がることから、安全・安心な通学方法を確保するとともに、児童生徒にとって過重な負担にならない通学方法とします。

通学方法の検討に当たっては、子どもたちにとっての負担軽減と安全性や統合校区内の公共交通機関の運行状況、通学路の状況等を考慮します。また、通学バスの運行ルート、運行回数、運行時間、停留所等の設定については、市内他地区での運行状況、地域の実情、学校や保護者の要望等を踏まえ決定します。

学校と集落の中心地との距離（以下、「実距離」という。）が、原則、3 km以上となる場合は、いずれかの方法による通学支援を行うこととします。ただし、実距離が概ね3 km未満であっても、通学路の状況（人家、歩道、地勢、安全施設の状況等）を考慮して、必要と認められる場合に限り同様の通学支援を行うこととします。

③ 閉校施設の利活用

学校施設は、学校教育を行う場のみならず、スポーツや文化活動の社会教育分野としての利用や地域防災拠点などの公共的利用の役割も担っています。閉校施設の利活用については、地域の皆様の御意見を踏まえながら、市の活性化に資するよう

全市的な視点に立ち、有効活用を図ります。

④ 地域との新しい交流・連携

学校再編後は必然的に校区の広がりを伴うだけに、今まで培ってきたコミュニティを大切にしながら新しい学校区になってもそれが損なわれることなく、将来にわたって活力ある良好なコミュニティづくりができるよう、地域の先導的役割を担う公民館活動等、地域活動の充実を図る必要があると考えます。

(3) 学校再編の枠組みについて

① 再編対象の学校

小学校 複式学級の解消を目指し、次に市全体の学校配置や将来の児童数の減少を見据え12校を9校に再編・統合する計画です。

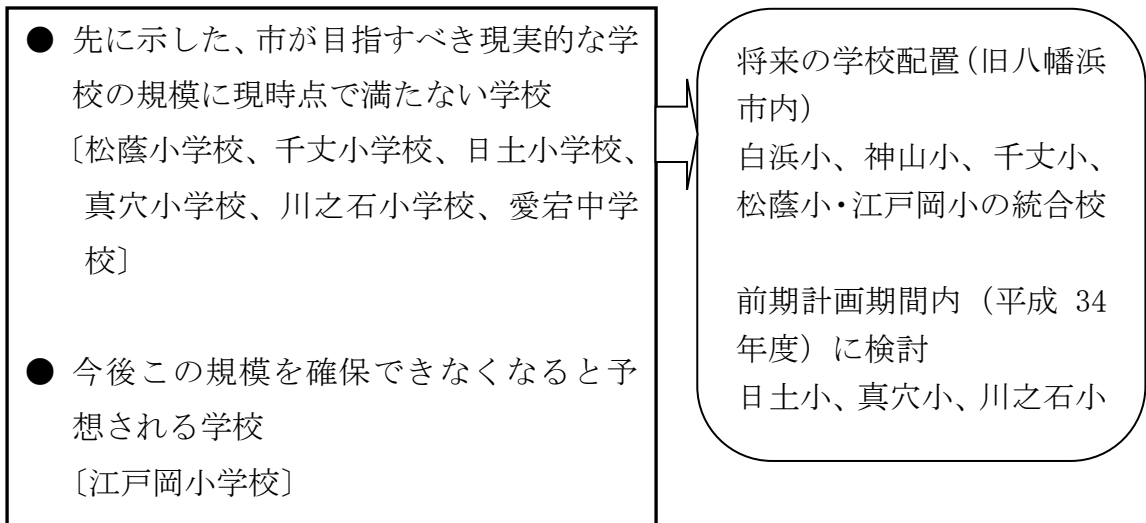
中学校 過度に小規模化した学校の解消を目指し、5校を3校に再編・統合する計画です。なお、将来的には旧八幡浜市内の中学校は1校になることが適当と考えます。

**平成31年4月1日 川上小・神山小の統合
双岩小・神山小の統合**

平成32年4月1日 真穴中・八代中の統合

平成34年4月1日 松柏中・八代中の統合

② 今後、具体的な検討を要する学校



4 八幡浜市立幼稚園等の在り方について

旧八幡浜市中心部の保育所の耐用年数が限界に近づいており、市中心部に社会福祉関係の複合施設について検討する必要に迫られています。その際、駐車場や園庭が狭い等の問題を抱えている神山幼稚園の移設についても併せて検討すべきであると考えます。

また、このような状況の下、子どもたちを取りまく環境の変化を踏まえた、今後の市全体の就学前教育・保育の在り方や、就園児の減少を鑑み公立幼稚園と私立幼稚園の在り方についても検討していかなければなりません。